

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症 対応型共同生活介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

令和7年4月改定

事業所名	グループホーム ほのぼのの家
所在地	高知市朝倉丙1633-17 電 話 088-840-4711 FAX 088-840-2616
管理者名	森 聖子
事業者指定番号	第3970100271号

2. 設備の概要

定員	9名	
居室（個室）	9室	15.0㎡9室
食堂	1室	22.4㎡
リビング・ホール	1室	63.4㎡
浴室	1室	14.4㎡

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	(1名)		(1名)	計画作成担当者と兼務
計画作成担当者	(1名)		(1名)	管理者と兼務
事務職員	(1名)		(1名)	特養やすらぎの家兼務
介護職員	介護福祉士	6名	6名	
	その他	1名	1名	

(2) 主な職種の勤務態勢

職 種	勤 務 体 制	
管理者 計画作成担当者	日勤	8:30～17:30
		9:00～18:00
介護職員	早出 1名	7:30～16:30
	日勤 1～2名	8:30～17:30
		9:00～18:00
	遅出 1名	10:00～19:00
	夜勤 1名	17:30～ 9:30

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後 1 か月以内
- ②継続研修 年 2 回

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

[サービスの内容]

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） （食事時間） - 朝食 8：00～ 9：00 - 昼食 12：00～13：00 - 夕食 18：00～19：00
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて毎日入浴できます。また必要な方には個別にシャワー浴などを行います。
健康管理	・協力病院による医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他	・利用者ごとにできるだけ自由な時間を過ごしてもらえるよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

[サービス利用料金]

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日当たり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	7,610円	7,650円	8,010円	8,240円	8,410円	8,590円
自己負担額	上記サービスに係る自己負担額(1割)	761円	765円	801円	824円	841円
	〃 (2割)	1,522円	1,530円	1,602円	1,648円	1,682円
	〃 (3割)	2,283円	2,295円	2,403円	2,472円	2,523円

サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	22円	
医療連携体制加算 （Ⅰハ）	37円	
若年性認知症利用者 受入加算	120円	40歳から65歳未満の若年性認知症の診断を受けた方に対し、それぞれ入居者とその家族の希望を組み込んだサービスが提供され、また入居者の症状に対して担当職員を決め、状態に応じたサービスや環境が整えられている場合、算定されます。
利用者の入院期間中 の体制	246円 (6回/月)	病院に入院する必要がある場合、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、本人及びその家族の希望等を勘案し、退院後再び円滑に再入所ことができる体制を確保します。その場合、1月に6日を限度として算定します。
退居時情報提供 加算（Ⅱ）	250円	施設の退居時、医療機関に対し、ご利用者・ご家族の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報提供した場合、1人につき1回のみ算定されます。
初期加算	30円	入居後又は30日を超える病院等への入院後再び入居した場合、30日を限度として加算されます。
介護職員処遇改善加算 （Ⅱ）	介護報酬単位数（基本サービス費＋各種加算）にサービス別加算率（17.8%）を乗じ算定する。なお、この加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外します。	
科学的介護推進 体制加算（Ⅱ）	イ）利用者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する。 ロ）サービスの提供にあたって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。 ハ）以上を行うことで加算される。	

(2) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

一部現金払いもありますので、お構いなければお小遣を持参願います。

種 類	内 容	利 用 料 金
食材費	管理栄養士の献立に基づき提供します。	1 か月 30,000 円
家賃	建物維持管理代等	1 か月 25,000 円
水道光熱費	水道光熱費	1 か月 17,000 円
その他日常生活に必要な共通経費	施設の保険、修繕・設備メンテナンス、施設衛生管理費等	1 か月 3,000 円
レクリエーション	レクリエーション活動等 年間の季節ごとの行事、納涼祭	必要な場合は実費 飲食物 1品 100円~200円費
その他	嗜好品や日常生活品の購入代行を行った場合	実費

※月の途中での入退居については、食材費・家賃・共通経費を当該月の日数で割った日割り計算となります。又、入院の場合、食事代については上記と同様の日割り計算となります。

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用はお小遣の中から現金支払いした物を除き、利用終了後請求しますので、10日以内に下記のいずれかの方法でお支払いください。

①窓口で現金支払い

②銀行振込 四国銀行 朝倉支店 普通預金 0705239

グループホーム ほのぼののいえ しせつちょう いずみ まき

口座名 グループホーム ほのぼのの家 施設長 泉 真樹

③口座引き落とし 四国銀行、郵便局にて翌月末日に自動引き落としを行います。手続きは事務所までお申出ください。

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書、領収書を後日、所轄の市町村の窓口に提出しますと、9割払い戻しを受けることができます。

5. 当事業所の運営方針

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場に立った援助の基本姿勢を忘れる事なく、コミュニケーションを密にし、利用者の個別のニーズを見逃さず対応できるなど、利用者の生活の質の向上に努力します。

○施設内でケアプランを作成し、処遇会等を通じて個別処遇に勤めます。また利用者やご家族の希望、環境等を踏まえて作成したケアプランに基づき、食事、入浴、排泄等日常生活全般の介護を行います。ただし、ご自分でできる範囲のことはご自分でしていただき、職員はその援助に当たります。

○利用者に充実した生きがいのある生活を送ってもらうよう、季節ごとの行事はもちろん買い物や外食、外出等や教養娯楽も積極的に実施します。

○苦情に関する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速かつ適正な対応を行います。

○利用者及び家族の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。

6. 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人仁泉会 朝倉病院
所在地	高知市朝倉丙1653-12
診療科	内科、神経内科、消化器科、循環器科、精神科、放射線科、リハビリテーション科

医療機関の名称	特定医療法人仁泉会 朝倉さわやかクリニック
所在地	高知市朝倉丙350番地1
診療科	内科、循環器内科、心療内科

医療機関の名称	特定医療法人仁泉会 春野うらかクリニック
所在地	高知市春野町南ヶ丘7丁目16
診療科	内科、小児科、循環器内科、老年内科

7. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	野田歯科医院
所在地	高知市朝倉丁37-1

8. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号 088-840-4711
	FAX番号 088-840-2616
	管理者 森 聖子
対応時間	午前8時30分より午後5時30分まで ただし緊急等の場合は24時間対応

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市相談窓口	所在地	高知市本町5丁目1-45
	担当課	介護保険課
	電話番号	088-823-9972
	FAX番号	088-824-8390
	対応時間	月曜から金曜 午前8時30分より午後5時15分まで

※その他の地域の方は、お住まいの市町村介護保険相談窓口をお願いします。

高知県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	月曜から金曜 午前9時00分より午後4時00分まで

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、関係市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。
- (3) サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。

10. 身体拘束について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、やむをえず身体拘束を行う場合は、利用者本人又はご家族に十分事情を説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業員に周知徹底を図ります。また、適正化のための研修を定期的実施します。

11. 虐待防止のための措置について

(1) 当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) 当施設は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告します。

12. ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

12. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8：00～19：00 来訪者は、必ずその都度職員にお声をお掛け下さい。
外出	外出される場合には、事前にお申出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りさせていただきます。
迷惑行為等	故意による騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	自己管理できる方以外は、施設にて金銭、貴重品はお預かりしますので事前にお申出ください。
所持品の持ち込み	日常生活用品等は原則として自由ですが、電気製品や家具等についてはあらかじめご相談ください。 ただし、危険物の持ち込みはご遠慮願います。

宗教活動	入居者やご家族などによる第三者への布教活動はご遠慮願います。
ペット	ペットの持ち込みはご遠慮ください。

13. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長い坂の会
代表者氏名	理事長 田辺 裕久
所在地・電話	高知市針木北1丁目14-30 電話 (088) 843-1251 FAX (088) 843-1283
業務の概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家
	特別養護老人ホーム やすらぎの家（老人短期入所事業）
	認知症高齢者グループホームほのぼのの家
	デイサービスセンター くつろぎの家
	デイサービスセンター わかくさの家
	小規模多機能型居宅介護 わかくさ
	くつろぎの家訪問入浴サービス
	高知市在宅介護支援センター あさくら
	高知市朝倉地域包括支援センター
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業（若草）
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘（老人短期入所事業）
	デイサービスセンター はるかぜ
	デイサービスセンター そよかぜ
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業（横浜ニュータウン）
	うららか保育園
	春野西小放課後児童クラブ
	春野東小放課後児童クラブ
	南ヶ丘放課後児童クラブ
	介護福祉士養成施設 平成福祉専門学校

[説明確認欄]

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 高知市朝倉丙1633-17

認知症対応型共同生活介護 グループホーム ほのぼのの家

説明者 印

認知症対応型共同生活介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印